

# 水質検査計画

令和8年度（2026年度）

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 原水及び給水の水質の状況
- 4 水質検査の項目、検査地点及び検査回数
- 5 水質検査方法
- 6 臨時の水質検査
- 7 水質検査計画及び水質検査結果の公表
- 8 水質検査結果の評価
- 9 水質検査の精度と信頼性の保証
- 10 関係者との連携

いわき市水道局

## 1 基本方針

水道法で定められた水質基準に適合し、安全で清浄な水道水を供給するため、次により水質検査を行います。

### (1) 検査地点

水道法で検査が義務付けられている給水（蛇口）に加え、原水（浄水場で処理する前の河川の表流水、地下水、ダム湖水。予備水源を含む。）、配水（浄水場の出口）について検査を行います。

### (2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている項目（毎日検査項目、水質基準項目）に加え、水質管理上必要な項目（水質管理目標設定項目、要検討項目、市が独自に行う検査項目）について検査を行います。

### (3) 検査回数

#### ア 毎日検査

水道法に基づき、1日に1回、給水の検査を行います。

#### イ 毎月水質検査

水道法に基づき、水質基準項目のうち、月に1回以上の検査が規定されている項目については、月に1回（年に12回）の検査を行います。残りの基準項目については、規定回数の年に4回を基本とし、このうち消毒副生成物と臭気物質については、夏季等に検査回数を上乘せします。

水質管理目標設定項目、要検討項目及び市が独自に行う項目については、原水、配水及び給水の項目に応じて、年に最大12回の検査を行います。

#### ウ 放射性物質の検査

福島県が策定した「飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画」及び「水道水の放射性物質モニタリング検査実施要領（いわき地域）」に基づき、浄水施設における平時に係る検査に加え、市独自の補完検査も合わせて、週に3回（年に156回）の残留放射性物質に係る配水検査を行います。

## 2 水道事業の概要

### (1) 水道事業の概要

いわき市の水道事業は、大正6年3月に「旧平町」の創設から始まり、昭和41年10月に市町村合併によって「いわき市」が誕生後、各水道施設の統合が行われ、昭和44年2月に「いわき市上水道」となりました。

その後、住宅事情の変化や普及率の向上に伴い給水量が増加したため、三期にわたる拡張事業を経て、現在の計画給水区域面積466 km<sup>2</sup>の広域水道事業体（昭和48年5月から「水道局」）となりました。

### (2) 給水状況

本市における給水状況については、次のとおりです。

区 分	内容 (令和 6 年度)
給水区域内人口	308,458 人
給水人口	307,848 人
普及率	99.80 %
給水戸数	138,367 戸
年間配水量	38,382,275 m <sup>3</sup>
1 日平均配水量	105,157 m <sup>3</sup>

### (3) 浄水施設の概要

通常運転時の配水運用と発災緊急時の安定給水を目的として、基幹浄水場間における給水量の相互融通を図るために、水系幹線（大口径の配水管）の整備や浄水施設の耐用化・効率化を進め、現在ポンプ場2カ所を含む浄水施設 11 カ所を有しています。

各浄水場の概要については、次のとおりです。

#### <上水道>

浄水場	平	上野原	泉	山玉	法田第一ポンプ場 法田第二ポンプ場
所在地	平下平窪	好間町上好間	泉町	山玉町	山田町
水 源 (種類)	夏井川 (表流水)	好間川 (表流水)	鮫川 (表流水)	四時川 (表流水) 四時ダム (ダム湖水)	地下水 (浅井戸)
施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	62,340	35,900	30,000	45,000	(第一)10,240 (第二)20,000
処理方法	・高速凝集沈殿 ・急速ろ過	・高速凝集沈殿 ・急速ろ過	・高速凝集沈殿 ・急速ろ過	・横流式傾斜板沈殿 ・急速ろ過	・紫外線照射装置
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウム、粉末活性炭				

#### <簡易水道>

浄水場	川前	旅人	上遠野	鷹ノ巣	入遠野
所在地	川前町川前	田人町黒田	遠野町滝	遠野町深山田	遠野町入遠野
水 源 (種類)	五林川 (表流水)	地下水 (深井戸)	鮫川 (表流水)	上遠野川 (表流水)	入遠野川 (表流水)
施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	210	530	880	180	970
処理方法	・普通沈殿 ・緩速ろ過	・普通沈殿 ・高速凝集沈殿 ・緩速ろ過 ・除マンガ設備	・横流式傾斜板沈殿 ・緩速ろ過 ・急速ろ過装置	・緩速ろ過	・横流式傾斜板沈殿 ・緩速ろ過
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウム、(川前:粒状活性炭)				

### 3 原水及び給水の水質の状況

#### (1) 原水水質の状況

本市では、河川（表流水）又は地下水（浅井戸・深井戸）を取水源とし、それぞれの原水の性状を踏まえ、浄水処理を行っています。過去3年間の観測データから、各浄水場の原水水質の留意すべき項目については、次のとおりです。

<原水水質の状況と留意すべき項目>

浄水場	原水種類	原水水質の状況	留意すべき項目
平、上野原、泉、山玉、上遠野	表流水	水源の藻類が発生した場合に臭気が強くなる。	臭気(TON)、かび臭(ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール)
平、上野原、泉、山玉、川前、上遠野、鷹ノ巣、入遠野		降雨時に数値の上昇がみられる。	一般細菌、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、有機物(TOC) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、色度、濁度
法田第一 法田第二	地下水(浅井戸)	降雨時に浸透水による着色がある。	色度
旅人	地下水(深井戸)	降雨時に数値の上昇がみられる。	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、臭気(TON)
		地質由来のヒ素の検出がある。	ヒ素及びその化合物

#### (2) 給水水質の状況

給水の性状は、評価可能な水質基準・水質管理目標設定のすべての項目について、適合しています。過去3年間の水質評価から、各浄水場の水質管理上の留意すべき項目については、次のとおりです。

<給水水質の状況と留意すべき項目>

浄水場	給水水質の状況	留意すべき項目
平、上野原、泉、山玉、川前、上遠野、鷹ノ巣、入遠野	水道原水の有機成分が消毒剤と反応して消毒副生成物が生じる。	総トリハロメタン(クロホルム、ブロモジクロロメタン)、ハロ酢酸(トリクロ酢酸)
	水源の藻類が発生する時期に臭気が強くなる。	臭気(TON)、かび臭(ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール)
	降雨時に濁水による影響がある。	有機物(TOC)、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)
法田第一 法田第二	地下水中の炭酸ガスによりソーダ水のような刺激がある。	遊離炭酸
	降雨時に浸透水による影響がある。	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、臭気(TON)
旅人	降雨時に濁水による影響がある。	有機物(TOC)、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、臭気(TON)
	地質由来のヒ素の検出がある。	ヒ素及びその化合物

## 4 水質検査の項目、検査地点及び検査回数

### (1) 毎日検査

水道法に基づき、毎日検査が義務付けられている項目は、表のとおりで1日に1回の検査を行います。

検査地点については、配水システムの管理上必要な給水 30 地点で、詳細は、**資料 1**のとおりです。

項目	基準	頻度
色	異常がないこと	毎日
濁り	異常がないこと	毎日
遊離残留塩素	0.1mg/L 以上	毎日

### (2) 毎月水質検査

水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目及び市が独自に行う項目について検査を行います。

検査地点については、原水 15 地点（うち 1 地点が予備水源）、配水 4 地点、給水 17 地点の全 36 地点で、詳細は、**資料 2**のとおりです。

#### ア 水質基準項目

水道法に基づき、検査が義務付けられている水質基準項目 52 項目のうち、月に 1 回以上の検査が規定されている 9 項目については、月に 1 回（年に 12 回）の検査を行います。

消毒副生成物については、前述した留意すべき項目の地点において、総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブromoホルム）やハロ酢酸（クロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸）を規定よりも多く、夏季等に、年に 8 回の検査を行います。また、かび臭物質であるジェオスミンと 2-メチルイソボルネオールについては、藻類が発生しやすい時季に集中して検査を行います。

特に、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)については、省令改正に伴い「水質管理目標設定項目」から「水質基準項目」に移行し、年に 4 回（簡易水道は 2 回）の検査を行います。

詳細は、**資料 3(1)及び 3(2)**のとおりです。

#### イ 水質管理目標設定項目

水道水の安全性を確認するため、水質管理上必要な項目について、「福島県水道水質管理計画」にも位置付けし、検査を行います。

農薬類については、同物質の使用が多くなる 6 月に、年に 1 回の検査を行います。

詳細は、**資料 4(1)及び 4(3)**のとおりです。

#### ウ 要検討項目

毒性評価が定まらないことや、浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目、水質管理目標設定項目に分類できない項目について検査を行います。

詳細は、**資料 4(2) 及び 4(4)**のとおりです。

#### エ 市が独自に行う検査項目

- クリプトスポリジウム・ジアルジア検査  
国の指針に基づき、クリプトスポリジウム及びジアルジアについて、年に2回の検査を行います。
- クリプトスポリジウム指標菌検査  
クリプトスポリジウムの指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌について汚染のおそれ判断（レベル1～4）に応じ、年に最大12回の検査を行います。
- その他  
水源の状況を把握するために必要な項目について、「福島県水道水質管理計画」にも位置付けし、検査を行います。  
詳細は、資料5(1)及び5(2)のとおりです。

#### オ 放射性物質の検査

福島県が策定した「飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画」及び「水道水の放射性物質モニタリング検査実施要領（いわき地域）」に基づき、ポンプ場2地点を含む浄水施設11地点で週に1回の平時に係る検査を行い、市独自に浄水施設8地点で週に2回の補充検査も合わせて、週に3回（年に最大156回）の残留放射性物質に係る配水検査を行います。

詳細は、資料6のとおりです。

### 5 水質検査方法

「水質基準項目」については、国が定めた告示法により行います。

「水質管理目標設定項目」については、国の通知とし、「要検討項目」及び「市が独自に行う検査項目」については、主に日本産業規格に準拠します。

検査の区分	検査の実施主体
(毎日検査) ➤ 毎日検査項目	浄水場運転管理受託者
(毎月水質検査) ➤ 水質基準項目 ➤ 水質管理目標設定項目 ➤ 要検討項目 ➤ 市が独自に行う検査項目	水道局水質管理センター

### 6 臨時の水質検査

次のような水質変化が見られ、蛇口での水が水質基準に適合しないおそれがある場合、関連する項目について臨時の水質検査を行い、安全性の確保に努めます。

- ・ 水源の水質が著しく悪化したとき
- ・ 水源に異常があったとき
- ・ 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- ・ 浄水過程に異常があったとき
- ・ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ・ その他特に必要があると認められるとき

## 7 水質検査計画及び水質検査結果の公表

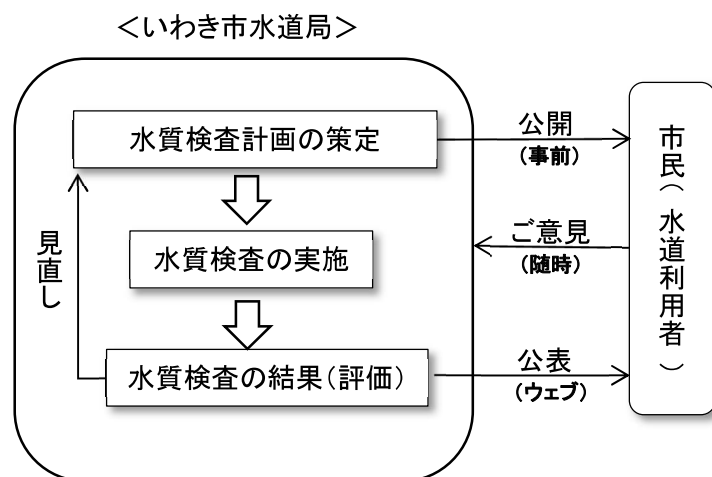
水質検査計画については、毎事業年度ごとに、検査地点に応じて、検査項目及び検査回数を精査し、本市の水道局ホームページ上に掲載します。また、随時、現行計画に対する水道利用者からのご意見を受け付け、次期計画に反映していきます。

当該検査計画に則り実施した水質検査の結果については、その都度、本市の水道局ホームページ上に掲載するとともに、最終的に「水質年報」として速やかに公表します。

《WEB 掲載場所》

いわき市水道局ホームページ > 水質情報 > 「水質検査の結果」又は  
「水道水の放射性物質の測定結果」

(水質情報サイト) <https://www.city.iwaki.lg.jp/www/genre/1727231286572/index.html>



## 8 水質検査結果の評価

検査結果の評価は、過去3年間に観測された最高値又は平均値により行います。評価した内容は、検査地点に応じて、次期計画の検査項目や検査回数に反映します。

## 9 水質検査の精度と信頼性の保証

検査項目は、多種多様にわたり、中には極微量濃度を測る物質もあります。このため、計画的に検査機器を整備し、精度の高い検査体制を整えます。

### ア 水質検査精度

原則として、基準値又は目標値の10分の1（農薬類は100分の1）等を定量下限値（分析機器で定量できる最小値）とし、検出結果の精度管理を徹底します。

### イ 信頼性の確保

国のガイドラインに即した検査方法に係る妥当性評価を実施し、各種精度管理事業に参加するなど信頼性の確保に努めます。

## 10 関係者との連携

水源等で水質汚染事故などが発生した場合は、河川上流の市町村や市関係機関との情報の共

有を図り、現地調査等の対応を速やかに行います。また、万一にも浄水場への取水に影響が生ずることのないように、水道水の安全確保に努めます。

★ 水質検査計画についてのご意見、お問い合わせ ★

いわき市水道局  
浄水課（水質管理センター）

〒970-8003 いわき市平下平窪字寺前 53

TEL: (0246) 22-2419

E-mail: [suishitsukanri-c@city.iwaki.lg.jp](mailto:suishitsukanri-c@city.iwaki.lg.jp)

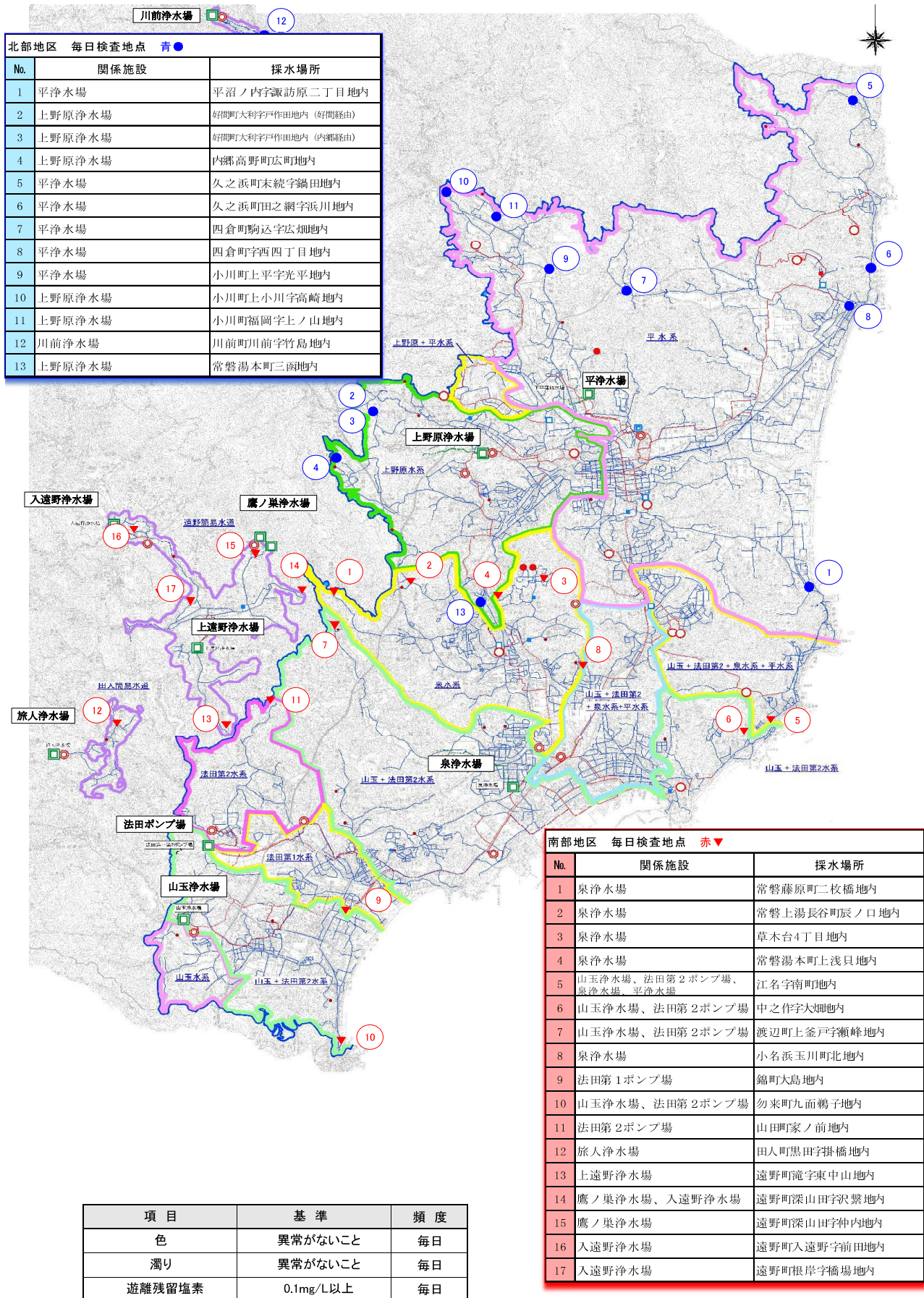
水道局ホームページ:

<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/genre/1000100000440/index.html>

# 資料編

- 資料 1 毎日検査地点
- 資料 2 毎月水質検査地点
- 資料 3 (1) 水質基準項目の検査方法
- 資料 3 (2) 水質基準項目の検査回数
- 資料 4 (1) 水質管理目標設定項目の検査方法
- 資料 4 (2) 要検討項目の検査方法
- 資料 4 (3) 水質管理目標設定項目の検査回数
- 資料 4 (4) 要検討項目の検査回数
- 資料 5 (1) 市が独自に行う検査項目の検査方法
- 資料 5 (2) 市が独自に行う検査項目の検査回数
- 資料 6 福島県飲料水の放射性物質モニタリング検査

# 資料1 毎日検査地点



北部地区 毎日検査地点 青●

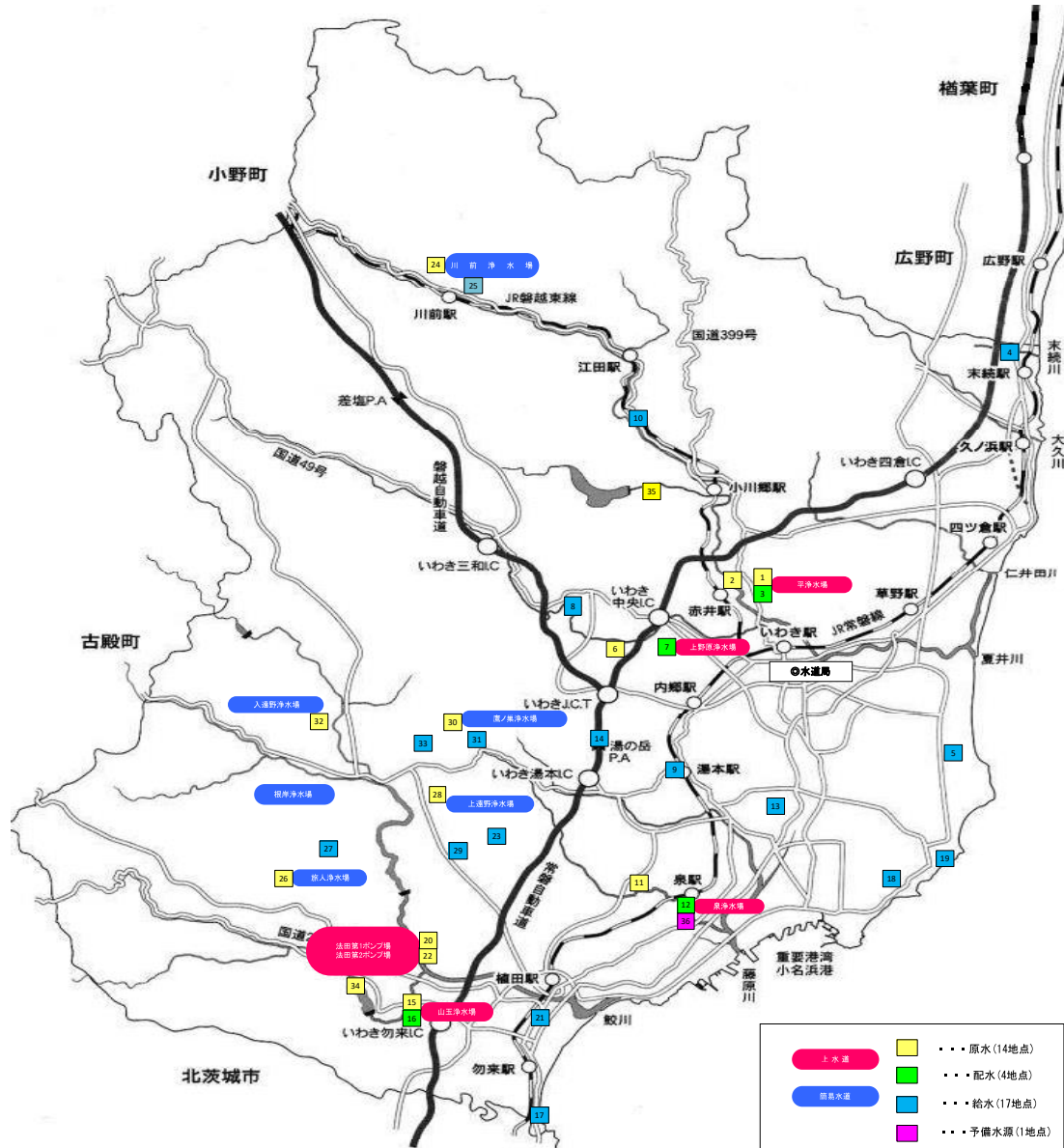
No.	関係施設	採水場所
1	平浄水場	平沼ノ内字諏訪原二丁目地内
2	上野原浄水場	好間町大和字戸作田地内 (好間経由)
3	上野原浄水場	好間町大和字戸作田地内 (内郷経由)
4	上野原浄水場	内郷高野町広町地内
5	平浄水場	久之浜町末続字鍋田地内
6	平浄水場	久之浜町田之綱字浜川地内
7	平浄水場	四倉町駒込字広畑地内
8	平浄水場	四倉町字西四丁目地内
9	平浄水場	小川町上平字光平地内
10	上野原浄水場	小川町上小川字高崎地内
11	上野原浄水場	小川町福田岡字上ノ山地内
12	川前浄水場	川前町川前字竹島地内
13	上野原浄水場	常磐湯本町三箇地内

南部地区 毎日検査地点 赤▼

No.	関係施設	採水場所
1	泉浄水場	常磐藤原町二枚橋地内
2	泉浄水場	常磐上湯長谷町辰ノ口地内
3	泉浄水場	草木台4丁目地内
4	泉浄水場	常磐湯本町上浅見地内
5	山玉浄水場、法田第2ポンプ場、泉浄水場、平浄水場	江名字南町地内
6	山玉浄水場、法田第2ポンプ場	中之作字大畑地内
7	山玉浄水場、法田第2ポンプ場	渡辺町上釜戸字瀬峰地内
8	泉浄水場	小名浜玉川町北地内
9	法田第1ポンプ場	錦町大島地内
10	山玉浄水場、法田第2ポンプ場	勿来町九面鶴子地内
11	法田第2ポンプ場	山田町家ノ前地内
12	旅人浄水場	田人町黒田字掛橋地内
13	上遠野浄水場	遠野町滝字東中山地内
14	鷹ノ巣浄水場、入遠野浄水場	遠野町深山田字沢繁地内
15	鷹ノ巣浄水場	遠野町深山田字仲内地内
16	入遠野浄水場	遠野町入遠野字前田地内
17	入遠野浄水場	遠野町根岸字橋場地内

項目	基準	頻度
色	異常がないこと	毎日
濁り	異常がないこと	毎日
遊離残留塩素	0.1mg/L以上	毎日

## 資料2 毎月水質検査地点



No.	検査地点	採水場所	関係浄水施設	No.	検査地点	採水場所	関係浄水施設
1	平浄水場【原水】小川江筋	平下平窪字寺前	平浄水場	20	法田第一ポンプ場【原水】	山田町西川原	法田第一ポンプ場
2	平浄水場【原水】夏井川	平下平窪中島町		21	法田第一ポンプ場【給水】	鐘町大島	
3	平浄水場【配水】	平下平窪字寺前		22	法田第二ポンプ場【原水】	山田町西川原	法田第二ポンプ場
4	平浄水場【給水】久之浜	久之浜町末続字鍋田	23	法田第二ポンプ場【給水】	山田町家ノ前		
5	平浄水場【給水】平沼ノ内	平沼ノ内諏訪原二丁目	上野原浄水場	24	川前浄水場【原水】	川前町川前字五林	川前浄水場
6	上野原浄水場【原水】	好間町上好間字大畑		25	川前浄水場【給水】	川前町川前字竹島	
7	上野原浄水場【配水】	好間町上好間字上野原		26	旅人浄水場【原水】	田人町黒田字川崎	旅人浄水場
8	上野原浄水場【給水】好間	好間町大利字戸作田	27	旅人浄水場【給水】	田人町黒田字掛橋		
9	上野原浄水場【給水】常磐	常磐湯本町三画	泉浄水場	28	上遠野浄水場【原水】較川江筋	遠野町滝字才ノ神	上遠野浄水場
10	上野原浄水場【給水】小川	小川町上小川字高崎		29	上遠野浄水場【給水】	遠野町滝字東中山	
11	泉浄水場【原水】田部	渡辺町田部字岸		30	鹿ノ巣浄水場【原水】	遠野町深山田字小石平	鹿ノ巣浄水場
12	泉浄水場【配水】	泉町六丁目	31	鹿ノ巣浄水場【給水】	遠野町深山田字中内		
13	泉浄水場【給水】玉川	小名浜玉川町北	山玉浄水場	32	入遠野浄水場【原水】	遠野町入遠野字落合	入遠野浄水場
14	泉浄水場【給水】湯本	常磐上湯長谷町辰ノ口		33	入遠野浄水場【給水】	遠野町根岸字橋場	
15	山玉浄水場【原水】	山玉町龍川	山玉浄水場・法田第二ポンプ場	34	四時ダム	川部町大沢	山玉浄水場
16	山玉浄水場【配水】	山玉町龍川		35	小玉ダム	小川町高萩	
17	山玉・法田第二混合【給水】勿来	勿来町九面鶴子	山玉浄水場・法田第二ポンプ場 ・泉浄水場・平浄水場	36	泉浄水場【予備水源】工業用水	泉町六丁目	泉浄水場
18	山玉・法田第二混合【給水】中之作	中之作字大畑					
19	山玉・法田第二・泉・平混合【給水】江名	江名字南町					

\* 網掛け地点は、水系の代表地点を表しています。  
 \* 【給水】地点は、水系の切替に応じて変更する場合があります。

### 資料3(1) 水質基準項目の検査方法

No.	項目	基準値	検査方法	分類	
1	一般細菌	100 個/mL以下	標準寒天培地法	病原生物	
2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	無機物 重金属	
4	水銀及びその化合物	0.0005 "	還元気化一原子吸光光度法		
5	セレン及びその化合物	0.01 "	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法		
6	鉛及びその化合物	0.01 "	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法		
7	ヒ素及びその化合物	0.01 "	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法		
8	六価クロム化合物	0.02 "	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法		
9	亜硝酸態窒素	0.04 "	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 "	イオンクロマトグラフ—ポストカラム吸光光度法		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 "	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法		
12	フッ素及びその化合物	0.8 "	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法		
13	ホウ素及びその化合物	1.0 "	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法		
14	四塩化炭素	0.002 "	パージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法		有機物
15	1,4-ジオキサン	0.05 "	パージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 "	パージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法		
17	ジクロロメタン	0.02 "	パージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法		
18	テトラクロロエチレン	0.01 "	パージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法		
19	トリクロロエチレン	0.01 "	パージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法		
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 "	固相抽出—液体クロマトグラフ—質量分析法		
21	ベンゼン	0.01 "	パージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	消毒副 生成物	
22	塩素酸	0.6 "	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法		
23	クロロ酢酸	0.02 "	液体クロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法		
24	クロロホルム	0.06 "	パージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法		
25	ジクロロ酢酸	0.03 "	液体クロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法		
26	ジブロモクロロメタン	0.1 "	パージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法		
27	臭素酸	0.01 "	液体クロマトグラフ—質量分析法		
28	総トリハロメタン	0.1 "	パージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法		
29	トリクロロ酢酸	0.03 "	液体クロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法		
30	ブロモジクロロメタン	0.03 "	パージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法		
31	ブロモホルム	0.09 "	パージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法		
32	ホルムアルデヒド	0.08 "	誘導体化—高速液体クロマトグラフ法	着色	
33	亜鉛及びその化合物	1.0 "	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 "	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法		
35	鉄及びその化合物	0.3 "	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法		
36	銅及びその化合物	1.0 "	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	味	
37	ナトリウム及びその化合物	200 "	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法		
38	マンガン及びその化合物	0.05 "	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	着色	
39	塩化物イオン	200 "	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 "	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	味	
41	蒸発残留物	500 "	重量法		
42	陰イオン界面活性剤	0.2 "	固相抽出—高速液体クロマトグラフ法	発泡	
43	ジオスミン	0.00001 "	パージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析法		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 "	パージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析法	かび臭	
45	非イオン界面活性剤	0.02 "	固相抽出—吸光光度法		
46	フェノール類	0.005 "	固相抽出—液体クロマトグラフ—質量分析法	臭気	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 "	全有機炭素計測定法		
48	pH値	5.8~8.6	ガラス電極法	基礎的 性状	
49	味	異常でないこと	官能法		
50	臭気	異常でないこと	官能法		
51	色度	5 度以下	透過光測定法		
52	濁度	2 "	透過光測定法		

### 資料3(2) 水質基準項目の検査回数

No.	項目	過去3年間の最高値(配水・給水)		水道法定検査頻度	緩和可能な法定検査頻度	令和8年度検査頻度	令和8年度検査回数(回/年)				
		上水道	簡易水道				原水	配水	給水		
1	一般細菌	3 個/mL	4 個/mL	月に1回以上	-	月に1回	12	12	12		
2	大腸菌	< 回	< 回				12	12	12		
3	カドミウム及びその化合物	< mg/L	< mg/L	年に4回以上	3年に1回以上(基準値の10%以下)又は年に1回以上(基準値の20%以下)	年に4回(又は2回)	4	4	4		
4	水銀及びその化合物	< "	< "				4	4	4		
5	セレン及びその化合物	< "	< "				4	4	4		
6	鉛及びその化合物	< "	< "				4	4	4		
7	ヒ素及びその化合物	< "	0.003 "				4	4	4		
8	六価クロム化合物	< "	< "				4	4	4		
9	亜硝酸態窒素	< "	< "				4	4	4		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	< "	< "				-	4	4	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.94 "	0.80 "				年に4回	4	4	4	
12	フッ素及びその化合物	0.08 "	< "				4	4	4		
13	ホウ素及びその化合物	0.03 "	< "				4	4	4		
14	四塩化炭素	< "	< "				4	4	4		
15	1,4-ジオキサン	< "	< "				4	4	4		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	< "	< "				3年に1回以上(基準値の10%以下)又は年に1回以上(基準値の20%以下)	4	4	4	
17	ジクロロメタン	< "	< "				4	4	4		
18	テトラクロロエチレン	< "	< "				4	4	4		
19	トリクロロエチレン	< "	< "				4	4	4		
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA) *3	< "	< "				年に4回以上	年に4回(又は2回)	2	-	4(2)
21	ベンゼン	< "	< "				年に4回	年に4回	4	4	4
22	塩素酸	0.27 "	0.10 "	-	年に4回(又は8回)	-	4	4			
23	クロロ酢酸 *1	< "	< "			-	4	4(8)			
24	クロロホルム *1	0.037 "	0.038 "			-	4	4(8)			
25	ジクロロ酢酸 *1	0.007 "	0.011 "			-	4	4(8)			
26	ジブromokクロロメタン *1	0.008 "	0.002 "			-	4	4(8)			
27	臭素酸	< "	< "			-	4	4			
28	総トリハロメタン *1	0.055 "	0.048 "			-	4	4(8)			
29	トリクロロ酢酸 *1	0.018 "	0.028 "			-	4	4(8)			
30	ブromोजクロロメタン *1	0.014 "	0.009 "			-	4	4(8)			
31	ブromホルム *1	< "	< "			-	4	4(8)			
32	ホルムアルデヒド	< "	< "			-	4	4			
33	亜鉛及びその化合物	0.01 "	< "			3年に1回以上(基準値の10%以下)又は年に1回以上(基準値の20%以下)	年に4回	4	4	4	
34	アルミニウム及びその化合物	0.06 "	0.01 "					4	4	4	
35	鉄及びその化合物	0.04 "	0.01 "	4	4			4			
36	銅及びその化合物	0.03 "	< "	4	4			4			
37	ナトリウム及びその化合物	13 "	7.7 "	4	4			4			
38	マンガン及びその化合物	< "	< "	4	4			4			
39	塩化物イオン	25 "	9.4 "	月に1回以上	-	月に1回	12	12	12		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	62 "	54 "	年に4回以上	3年に1回以上(基準値の10%以下)又は年に1回以上(基準値の20%以下)	年に4回	4	4	4		
41	蒸発残留物	110 "	97 "				4	4	4		
42	陰イオン界面活性剤	< "	< "	月に1回以上	適宜(藻類発生時期)	月に1回(藻類発生時期)	4	4	4		
43	ジェオスミン *2	0.000003 "	< "				4	4	4		
44	2-メチルイソボルネオール *2	0.000001 "	< "	年に4回以上	3年に1回以上(基準値の10%以下)又は年に1回以上(基準値の20%以下)	年に4回	4	4	4		
45	非イオン界面活性剤	< "	< "				4	4	4		
46	フェノール類	< "	< "	月に1回以上	-	月に1回	12	12	12		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1.6 "	1.3 "				12	12	12		
48	pH値	8.3	8.2				-	12	12		
49	味	<	<				12	12	12		
50	臭気	<	<				12	12	12		
51	色度	< 度	1 度				12	12	12		
52	濁度	0.3 "	< "				12	12	12		

\*1 水源に〔表流水〕を含む水系の代表地点等について、4月～10月の間、1月に検査を行います。

\*2 水源に〔表流水〕を含む地点について、藻類が発生しやすい夏季等に検査を行います。

\*3 水系の代表地点等について、上水道は年に4回、簡易水道は年に2回、原水はいずれも年に2回の検査を行います。

## 資料4(1) 水質管理目標設定項目の検査方法

No.	項目	目標値	検査方法	備考
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L以下	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	無機物 重金属
2	ウラン及びその化合物	0.002 " (暫定)	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	
3	ニッケル及びその化合物	0.02 "	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	
4	1,2-ジクロロエタン	0.004 "	パージ・トラップーガス chromatography 質量分析計による一斉分析法	有機物
5	トルエン	0.4 "	パージ・トラップーガス chromatography 質量分析計による一斉分析法	
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 "	溶媒抽出ーガス chromatography 質量分析法	
7	亜塩素酸	0.6 "	—	消毒副 生成物
8	二酸化塩素	0.6 "	—	消毒剤
9	ジクロロアセトニトリル	0.01 " (暫定)	溶媒抽出ーガス chromatography 質量分析計による一斉分析法	消毒副 生成物
10	抱水クロラール	0.02 " (暫定)	溶媒抽出ーガス chromatography 質量分析計による一斉分析法	
11	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	農薬ごとに定める方法	農薬
12	残留塩素	1 mg/L以下	ジエチル-p-フェニレンジアミン法	臭気
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100 "	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	味
14	マンガン及びその化合物	0.01 "	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	着色
15	遊離炭酸	20 "	滴定法	味
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 "	パージ・トラップーガス chromatography 質量分析計による一斉分析法	臭気
17	メチル-t-ブチルエーテル	0.02 "	パージ・トラップーガス chromatography 質量分析計による一斉分析法	
18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 "	滴定法	味
19	臭気強度(TON)	3 以下	官能法	臭気
20	蒸発残留物	30~200 mg/L以下	重量法	味
21	濁度	1 度以下	透過光測定法	基礎的 性状
22	pH値	7.5 程度	ガラス電極法	
23	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上極力0に近づける	計算法	腐食
24	従属栄養細菌	2,000 個/mL (暫定)	R2A寒天培地法	清浄さ の指標
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	パージ・トラップーガス chromatography 質量分析計による一斉分析法	有機物
26	アルミニウム及びその化合物	0.1 "	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	着色

\* 網掛けの項目は、消毒剤としての使用がないため、検査を行いません。

## 資料4(2) 要検討項目の検査方法

No.	項目	目標値	検査方法	備考
要1	モリブデン及びその化合物	0.07 mg/L以下	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	無機物 重金属
要2	キシレン	0.4 "	パージ・トラップーガス chromatography 質量分析計による一斉分析法	有機物

### 資料4(3) 水質管理目標設定項目の検査回数

No.	項目	過去3年間の最高値(配水・給水)		検査回数 (回/年)		
		上水道	簡易水道	原水	配水	給水
1	アンチモン及びその化合物	< mg/L	0.0003 mg/L	4	4	4
2	ウラン及びその化合物	< "	< "	4	4	4
3	ニッケル及びその化合物	< "	0.005 "	4	4	4
4	1,2-ジクロロエタン	< "	< "	4	4	4
5	トルエン	< "	< "	4	4	4
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	< "	< "	4	4	4
7	亜塩素酸 *1	— "	— "	—	—	—
8	二酸化塩素 *1	— "	— "	—	—	—
9	ジクロロアセトニトリル	0.003 "	0.002 "	—	4	4
10	抱水クロラール	0.009 "	0.006 "	—	4	4
11	農薬類 *2	< "	0.02 "	1	—	1
12	残留塩素	1.0 mg/L	0.5 mg/L	—	12	12
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度) *4	62 "	54 "	4	4	4
14	マンガン及びその化合物 *4	< "	< "	4	4	4
15	遊離炭酸 *3	16 "	2.0 "	4	4	4
16	1,1,1-トリクロロエタン	< "	< "	4	4	4
17	メチル-tert-ブチルエーテル	< "	< "	4	4	4
18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	2.0 "	3.0 "	2	2	2
19	臭気強度(TON)	1	1	4	4	4
20	蒸発残留物 *4	110 mg/L	97 mg/L	4	4	4
21	濁度 *4	0.3 度	< 度	12	12	12
22	pH値 *4	8.3	8.2	12	12	12
23	腐食性(ランゲリア指数)	-0.8	-0.6	4	4	4
24	従属栄養細菌	28 個/mL	90 個/mL	—	4	4
25	1,1-ジクロロエチレン	< mg/L	< mg/L	4	4	4
26	アルミニウム及びその化合物 *4	0.06 "	0.01 "	4	4	4

\*1 消毒剤としての使用がないため、検査を行いません。

\*2 水系の代表地点等について、検査を行います。

\*3 水源が[地下水]である地点について、検査を行います。

\*4 網掛け項目は、水質基準項目と重複します。

### 資料4(4) 要検討項目の検査回数

No.	項目	過去3年間の最高値(配水・給水)		検査回数 (回/年)		
		上水道	簡易水道	原水	配水	給水
要1	モリブデン及びその化合物	< mg/L	0.009 mg/L	1	1	—
要2	キシレン	< "	< "	4	4	4

## 資料5(1) 市が独自に行う検査項目の検査方法

### クリプトスポリジウム等

No.	項目	目標値	分析方法	備考
ク1	クリプトスポリジウム	— 個/10L	蛍光抗体染色-顕微鏡検査法	病原性微生物
ク2	ジアルジア	— //	蛍光抗体染色-顕微鏡検査法	
ク3	クリプトスポリジウム指標菌 (大腸菌)	— MPN/100mL	特定酵素基質培地法	病原生物の指標
ク4	クリプトスポリジウム指標菌 (嫌気性芽胞菌)	— 個/10mL	ハンドフオード改良寒天培地法	

### その他の項目

No.	項目	目標値	分析方法	備考
1	電気伝導率	— $\mu$ S/cm	電極法	基礎的性状
2	BOD	— mg/L	光学式センサ法	
3	COD	— //	過マンガン酸カリウム滴定法	
4	硫酸イオン	— //	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法	
5	アルカリ度	— //	滴定法	
6	酸度	— //	滴定法	味
7	カルシウム硬度	— //	滴定法	
8	浮遊物質(SS)	— //	ろ過法	基礎的性状
9	総窒素	— //	紫外線吸光光度法	
10	総リン	— //	ペルオキシ二硫酸カリウム分解法	
11	アンモニア態窒素	— //	1-ナフトール吸光光度法	
12	トリハロメタン生成能	— //	バージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法	消毒副生物の指標

## 資料5(2) 市が独自に行う検査項目の検査回数

### クリプトスポリジウム等

No.	項目	過去3年間の最高値（原水）		検査回数（回/年）			
		上水道	簡易水道	原水		配水	給水
				①	②		
ク1	クリプトスポリジウム	< 個/10L	< 個/10L	2	2	—	—
ク2	ジアルジア	1 "	< "	2	2	—	—
ク3	クリプトスポリジウム指標菌 （大腸菌）	2,400 MPN/100mL	1,700 MPN/100mL	12	2	—	—
ク4	クリプトスポリジウム指標菌 （嫌気性芽胞菌）	69 個/10mL	6 個/10mL	12	2	—	—

①ろ過施設のない浄水場 …(汚染判断レベル3:法田第一、法田第二)及び(汚染判断レベル1:旅人)の原水

②ろ過施設のある浄水場 …(汚染判断レベル4:平、上野原、泉、山玉、川前、上遠野、鷹ノ巣、入遠野)の原水

### その他の項目

No.	項目	過去3年間の最高値（配水・給水）		検査回数（回/年）		
		上水道	簡易水道	原水	配水	給水
1	電気伝導率	220 $\mu$ S/cm	140 $\mu$ S/cm	12	12	12
2	BOD *1*3	1.6 mg/L	4.7 mg/L	4	—	—
3	COD *1*3	13 "	21 "	4	—	—
4	硫酸イオン	19 "	13 "	4	4	4
5	アルカリ度	64 "	62 "	4	4	4
6	酸度 *2	18 "	2 "	4	4	4
7	カルシウム硬度	47 "	41 "	4	4	4
8	浮遊物質(SS) *3	90 "	89 "	4	—	—
9	総窒素 *1*3	1.5 "	1.5 "	4	—	—
10	総リン *1*3	0.21 "	0.14 "	4	—	—
11	アンモニア態窒素 *1*3	0.23 "	0.23 "	4	—	—
12	トリハロメタン生成能 *3	0.11 "	0.13 "	4	—	—

\*1 水源が〔表流水〕〔ダム〕である地点について、検査を行います。

\*2 水源が〔地下水〕である地点について、検査を行います。

\*3 網掛け項目は、原水のデータです。

## 資料6 福島県飲料水の放射性物質モニタリング検査

### (1) 放射性物質の検査方法

No.	項目	管理目標値		分析方法	備考
放1	放射性ヨウ素131	—	Bq/kg以下	ゲルマニウム半導体検出器による方法	残留放射性物質
放2	放射性セシウム134	合計10			
放3	放射性セシウム137				

\* 福島県が策定する「水道水の放射性物質 モニタリング検査実施要領(いわき地域)」に基づく検査及びその補完検査を行います。

### (2) 放射性物質の検査回数

No.	項目	頻度	検査回数 (回/年)		
			原水	配水(浄水施設)	給水
放1	放射性ヨウ素131	週3回 (週1回 *1) (週2回 *2)	—	156 (52 *1) (104 *2)	—
放2	放射性セシウム134				
放3	放射性セシウム137				

\*1 平、上野原、泉、山玉、法田第一、法田第二、川前、旅人、上遠野、鷹ノ巣、入遠野 [浄水施設11地点]

\*2 平、上野原、泉、山玉、法田第二、川前、鷹ノ巣、入遠野 [浄水施設8地点]

\*3 年間の検査回数については、変動がある場合があります。

### (3) 放射性物質の検査結果

給水、配水、原水の検査結果は、これまで数十年にわたり、すべての地点(毎月水質検査地点)で検出限界値未満です。